番号	20請願第12号 (厚生付託)
受理年月日	平成20年12月2日
件名	家庭ごみ有料化の中止を求めることについて
提出者	ごみ有料化。納得できない!三鷹市民の会 三鷹市在住 代表世話人 谷島 光治 三鷹市在住 代表世話人 佐藤 壽 三鷹市在住 代表世話人 飯沼久美子 ほか 910人
紹介議員	嶋﨑 英治
	要

## [請願項目]

- 1 家庭ごみを有料化しないでください。
- 2 さらなるごみ減量・資源化の取り組みは、市民とともに進めてください。
- 3 ごみ処理における生産者、流通業者などの責任(拡大生産者責任)の徹底を求め、市独自の取り組みを進めてください。

(拡大生産者責任=生産者が、その生産した製品の製造や流通までだけではなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる 最終段階までの責任を負うという考え方)

## [請願理由]

今、三鷹市では家庭ごみの有料化が計画されています。私たちは出前説明会をみずから開くなどして理解しようと努めました。しかし、以下の点などで市の説明では納得できませんでした。

- ア 2015年までのごみ減量の目標値は、有料化しなくても2007年に既に達成しています。
- イ 有料化をしなくても、ごみの減量・資源化を進めることができます。
- ウ 有料化によってごみが減量することは証明されていません。裏づけとなる明 確なデータはありません。
- エ ごみの量(かさ=袋)だけでは、負担公平化とはなりません。

オ 市民全員にかかわるごみの収集は、自治体が税金で責任を持って処理するこ
とです。有料化による手数料徴収は税金の二重取りともいえる実質増税です。
カ ごみ処理経費の増大を有料化の理由としながら、現在の処理プロセスに沿っ
てどこにどれだけの費用がかかっているのかの説明が全く不十分です。
キ 温暖化防止=CO2削減のためには「燃やさない」ことが第一です。焼却方針
を変えずに「環境関連施策」への資金確保として有料化を位置づけるのは矛盾
しています。